

考 査 基 準

1. 総括調査員考査基準

(1) 考査方法

総括調査員は、評定趣旨を十分に理解し尊重した上で、それぞれ総合的に評定を行う。

(2) 評定点範囲

採点表（総括調査員用）の該当評価項目について、それぞれ総合的に判断して評定するものとする。

2. 主任調査員及び検査員考査基準

評定にあたっては、当該業務の履行状況に応じ、各評価項目の評価を行うものとする。（評価項目の追加、削除、もしくは評価比重の変更は行わない。）

3. 事故等による減点等

(1) 事故等による減点

当該業務遂行中に受注者に起因する事故等が発生し、大分県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領による口頭注意、文書注意、指名停止の措置を行った場合には、当該業務の総合評定点に対して、別表－1を参考として15点まで減点することができる。

別表－1 受注者に起因する事故等が発生した場合の減点基準

区 分	口頭注意	文書注意	指名停止1ヶ月まで	指名停止が1ヶ月を超える
考 査 点	－3点	－5点	－10点	－15点

【適応事例】

- ・入札前に提出した当該業務の技術提案書等が虚偽であった事実が判明した。
- ・発注者の承諾なしに当該業務に関する権利義務、成果物を第三者に譲渡又は承継、公開した。
- ・産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反す

る事実が判明した。

- ・一括再委託、請負を行った。
- ・打ち合わせ協議または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。
- ・当該業務において過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。
- ・当該業務において安全管理の処分が不適切であったために、死傷者を生じさせた業務関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。

(2) 瑕疵修補及び損害賠償による減点

成果物に、受注者の責任に起因する瑕疵が存在し、契約書のかし担保条項等に記された手続きに従い、瑕疵修補又は損害賠償が実施された場合には、当該業務の総合評定点に対して、別表－２を参考として２０点まで減点することができる。ただし、ここでいう瑕疵修補とは、軽微なミス of 修正ではない大幅な修補をいう。

また、大分県土木設計等委託業務成績評定要領（以下、「評定要領」という。）第７に定める評定の結果の通知後に当該事象が発生した場合は、評定要領第８に定める評定の修正を行うものとする。

別表－２ 瑕疵修補又は損害賠償が実施された場合の減点基準

区 分	瑕疵修補又は損害賠償の実施	故意又は重大な過失により瑕疵修補 又は損害賠償の実施
考 査 点	－１０点	－２０点

４．「単純調査業務」について

「設計業務等共通仕様書」第１２０４条及び第１２０５条に規定する「調査業務、計画業務」のうち、高度な技術力をそれほど必要としない単純なデータ処理業務や資料収集・整理業務等について、「単純調査業務」と定義する。なお、「単純調査業務」の対象業務については、以下に示す例を参考とされたい。

・「単純調査業務」の例

各部門共通

単純なデータ収集整理業務
単純なデータ処理業務
書類編集的な業務
文献収集業務

河川、砂防及び海岸

水理・水文観測業務
データ加工業務（降雨解析等）
不等流計算等の計算業務（システム開発を除く）

道路	補償数量の算出 工事記録等資料の分類・整理 工事図面集、写真集等の作成 一般的な現地踏査 一般的な交通量観測業務
トンネル 施工計画及び施工設備 情報	台帳整理等を目的とした資料収集業務 クラック等変状の計測調査 施工関連資料の収集整理 定期的なデータメンテナンス 資料収集的な業務 単純なデータ作成のみの業務
防災 環境	資料収集的な業務 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動等調査・分析方法が J I S 等で規定されている測定業務

5. 適用する採点表について

(1) 業務種類別の適用採点表

①地質調査業務、単純調査業務、測量業務採点表

評定要領第 2 に規定する測量業務、地質・土質調査、試験、解析等に類する業務及び設計及び計画業務（当該設計及び計画業務と一体として委託契約される場合の土木工事予定地等において行われる調査業務を含む。）のうち単純調査業務に適用する。

②設計業務「調査・計画業務」採点表

評定要領第 2 に規定する地質・土質調査、試験、解析等に類する業務及び計画業務（当該設計及び計画業務と一体として委託契約される場合の土木工事予定地等において行われる調査業務を含む、ただし単純調査業務を除く。）に適用する。

③設計業務「概略・予備設計、詳細設計」採点表

評定要領第 2 に規定する設計業務に適用する。

(2) 対象業務が複数の業務にまたがる場合の取扱い

対象業務が、上記(1)①から③のうちの複数の業務にまたがる場合においては、業務の目的、金額を勘案し、原則として主たる業務の採点表を適用する。

ここで、「主たる業務」の取扱いについては、以下を参考とされたい。

- ・上記(1)①から③の対象部分のどれかが 500 万円を超えるときには、その業務を「主たる業務」とみなすものとする。
- ・上記(1)①から③の対象部分の複数が 500 万円を超えるとき、もしくはどれもが 50

0万円を超えない場合には、業務の目的、金額を勘案して、「主たる業務」を1つ選定するものとする。

これらの取扱いは総括調査員、主任調査員及び検査員で統一するものとする。

(3) 採点表の選定について

対象業務が複数にまたがる場合の取り扱いや単純調査業務の選定は、主任調査員が決定する。

6. 総合評定点について

総合評定点を算出する際には、対象業務に応じて各評価項目ごとに以下の重み付けを考慮する。

考 査 項 目		業務評定	地質調査、単純調査業務、測量作業、調査業務、計画業務、設計業務			
			技術者評定			
			管理又は主任（注1）	担当	照査	
プロセス 評価	実施能力の 評価	実施体制と執 行計画	20	20	5	
	実施状況 の評価	執行計画	5	5	5	
		品質管理	20	20	30	50
		業務特性	10	10	12.5	
		創意工夫	4	4	4	
	説明調整能 力の評価	説明調整能力	6	6	6	
	取組姿勢	責任感・積極 性・倫理観	5	5	7.5	
結果評価	成果物の品質	30	30	30	50	
合 計			100	100	100	100

注) 1. 技術者評定は、調査職員の確認を受けた上で業務実績情報として登録された技術者を評定の対象者とする。

7. 業務成績採点表について

業務成績採点表

(1) 3. 測量業務

調査項目		細別	業務名																					(技術者評定) (注2)																					
			主任調査員							総括調査員							完了検査員							細別評定点 (注2)			管理技術者			担当技術者 (注1)			照査技術者												
			a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	評価点	基礎点	評定点 / 配点 (評定率)	基礎点	評定点 / 配点	基礎点	評定点 / 配点	基礎点	評定点 / 配点	基礎点	評定点 / 配点											
プロセス 評価	実務能力の 評価	実施体制と執行 計画																								12.0		/	20			12.0		/	20	3.0		/	5						
	実施状況の 評価	執行管理																										3.0		/	5			3.0		/	5								
		品質管理																										12.0		/	20			12.0		/	20	18.0		/	30	30.0		/	50
		業務特性																										6.0		/	10			6.0		/	10	7.5		/	12.5				
		創意工夫																										2.4		/	4			2.4		/	4	2.4		/	4				
	説明調整能 力の評価	説明調整能力																										3.6		/	6			3.6		/	6	3.6		/	6				
		取り組み姿 勢	責任感・積極 性・倫理観																									3.0		/	5			3.0		/	5	4.5		/	7.5				
結果の評価	成果物の品質																										18.0		/	30			18.0		/	30	30.0		/	50					
評価者別評価点 ①																																													
評価者別基礎点 ②		60.0																																											
評価者別評点 (③=①+②)		④							⑤							⑥																													
業務評定点 (注3) ⑦ = (④×0.4+⑤×0.2+⑥×0.4)																																/ 100			/ 100			/ 100							
⑧事故等による減点 (業務執行段階を対象とする)																																													
⑨成果物に、受注者の責任に起因する瑕疵が存在し、契約図書に記された手続きに従い、瑕疵修補又は損害賠償が実施された場合の減点																																													
⑩その他 ()																																													
総合評定点の算定		総合評定点⑪=⑦+⑧+⑨+⑩																																											
所見		(主任調査員)							(総括調査員)							(完了検査官)																													

注：1. 「担当技術者」はそれぞれ8人までとする
 2. 各評価項目の評定点は小数第二位を四捨五入して表示している。
 3. 「⑦」、「⑩」は、小数第一位を四捨五入し整数とする。

業務成績採点表

(3) 1. 設計業務「概略・予備設計」

		業務名															(技術者評定) (注2)																	
考查項目	細別	主任調査員					総括調査員					完了検査官					細別評定点 (注2)				管理技術者		担当技術者 (注1)		照査技術者									
		a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	評価点	基礎点	評定点 / 配点	(評定率)	基礎点	評定点 / 配点	基礎点	評定点 / 配点	基礎点	評定点 / 配点		
プロセス評価	実務能力の評価	実施体制と執行計画																						12.0		/	20							
	実施状況の評価	執行管理																						3.0		/	5		3.0		/	5		
		品質管理																						12.0		/	20		12.0		/	20		30.0 / 50
		業務特性																						6.0		/	10		6.0		/	10		
		創意工夫																						2.4		/	4		2.4		/	4		
	説明調整能力の評価	説明調整能力																					3.6		/	6		3.6		/	6			
	取り組み姿勢	責任感・積極性・倫理観																					3.0		/	5		3.0		/	5			
結果の評価	成果物の品質																					18.0		/	30		18.0		/	30		30.0 / 50		
評価者別評価点 ①																																		
評価者別基礎点 ②		60.0																																
評価者別評点 (③=①+②)		④					⑤					⑥																						
業務評定点 (注3) ⑦= (④×0.4+⑤×0.2+⑥×0.4)																																		
⑧事故等による減点 (業務執行段階を対象とする)																																		
⑨成果物に、受注者の責任に起因する瑕疵が存在し、契約図書に記された手続きに従い、瑕疵修補又は損害賠償が実施された場合の減点 (軽微なミスの修正を除く)																																		
⑩その他 (低入札調査虚偽説明等・業務コスト調査虚偽説明等)																																		
総合評定点の算定		総合評定点⑪=⑦+⑧+⑨+⑩																																
所見		(主任調査員)					(総括調査員)					(完了検査官)																						

注：1. 「担当技術者」はそれぞれ8人までとする
 2. 各評価項目の評定点は小数第二位を四捨五入して表示している。
 3. 「⑦」、「⑪」は、小数第一位を四捨五入し整数とする。

業務成績採点表

(3) 設計業務

		業務名															(技術者評定) (注2)																										
考查項目	細別	主任調査員					総括調査員					完了検査官					細別評定点(注2)				管理技術者		担当技術者(注1)		照査技術者																		
		a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	評価点	基礎点	評定点 / 配点	(評定率)	基礎点	評定点 / 配点	基礎点	評定点 / 配点	基礎点	評定点 / 配点											
プロセス評価	実務能力の評価	実施体制と執行計画																						12.0		/	20					12.0		/	20	3.0		/	5				
	実施状況の評価	執行管理																						3.0		/	5					3.0		/	5	3.0		/	5				
		品質管理																						12.0		/	20					12.0		/	20	18.0		/	30	30.0		/	50
		業務特性																						6.0		/	10					6.0		/	10	7.5		/	12.5				
		創意工夫																						2.4		/	4					2.4		/	4	2.4		/	4				
	説明調整能力の評価	説明調整能力																					3.6		/	6					3.6		/	6	3.6		/	6					
	取り組み姿勢	責任感・積極性・倫理観																					3.0		/	5					3.0		/	5	4.5		/	7.5					
結果の評価	成果物の品質																					18.0		/	30					18.0		/	30	18.0		/	30	30.0		/	50		
評価者別評価点 ①																																											
評価者別基礎点 ②		60.0																																									
評価者別評点 (③=①+②)		④					⑤					⑥																															
業務評定点(注3) ⑦= (④×0.4+⑤×0.2+⑥×0.4)		60																																									
⑧事故等による減点(業務執行段階を対象とする)																																											
⑨成果物に、受注者の責任に起因する瑕疵が存在し、契約図書に記された手続きに従い、瑕疵修補又は損害賠償が実施された場合の減点(軽微なミスの修正を除く)																																											
⑩その他(低入札調査虚偽説明等・業務コスト調査虚偽説明等)																																											
総合評定点の算定		総合評定点⑪=⑦+⑧+⑨+⑩																																									
所見		(主任調査員)					(総括調査員)					(完了検査官)																															

注: 1. 「担当技術者」はそれぞれ8人までとする
 2. 各評価項目の評定点は小数第二位を四捨五入して表示している。
 3. 「⑦」、「⑪」は、小数第一位を四捨五入し整数とする。

参考：採点上の補足

1. 高度な技術レベルが求められる場合等について

採点表の評価項目で、“高度な技術レベル”“難易度の高い業務”の項目があるが、これに関しては、建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式等の運用ガイドライン（国土交通省）に示される、建設コンサルタント業務等における標準的な発注方式事例の、プロポーザル方式の範囲に記載されている業務及び、総合評価落札方式の範囲に記載されている赤線上の業務及び赤線の位置より知識又は構想力・応用力が高い範囲に位置する業務を指す。

（附 則）

この要領は、平成27年10月1日以降起案する土木設計等委託業務について適用する。

（平成27年10月15日 工検第486号）

この要領は、平成31年4月1日以降完了検査を行う土木設計等委託業務に適用する。

（平成31年3月29日 工検第968号）

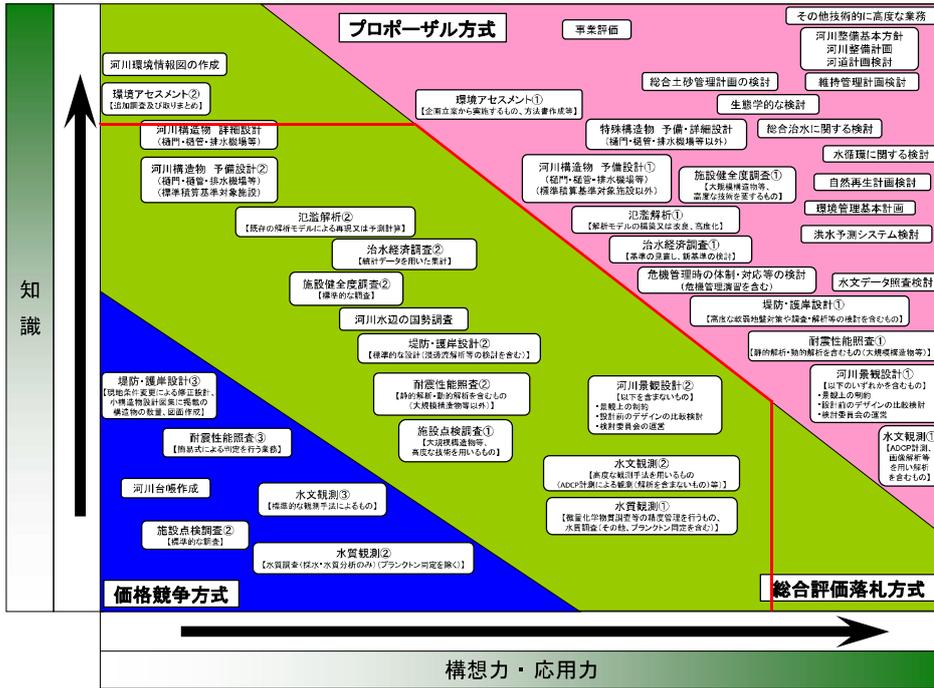
この要領は、令和3年4月1日以降完了検査を行う土木設計等委託業務に適用する。

（令和3年3月25日 工検第757号）

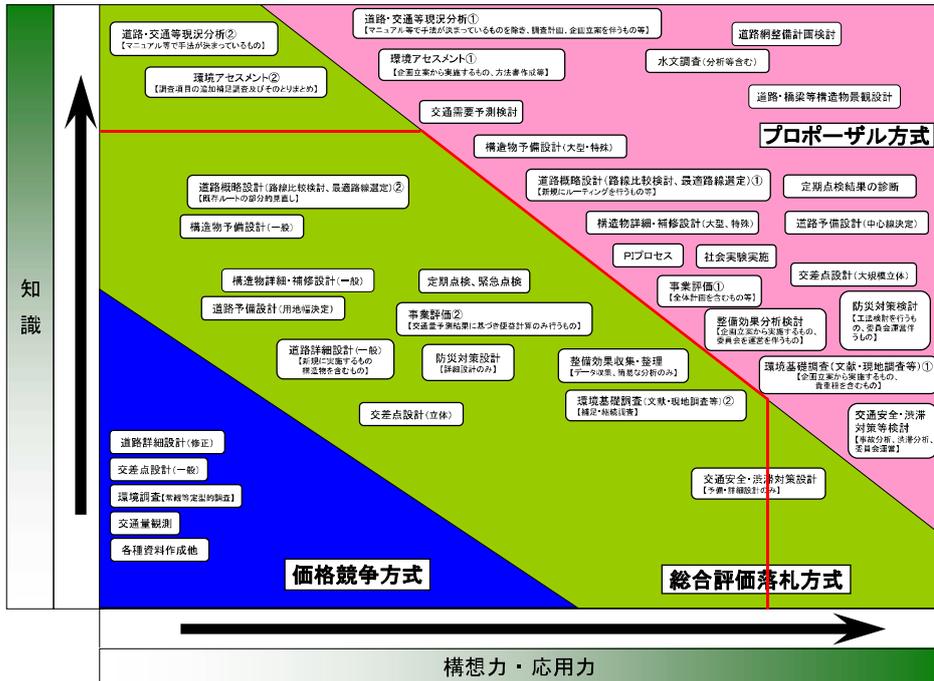
建設コンサルタント業務等における標準的な発注方式事例

国土交通省HP <http://www.mlit.go.jp/tec/nyuusatu/keiyaku.html>

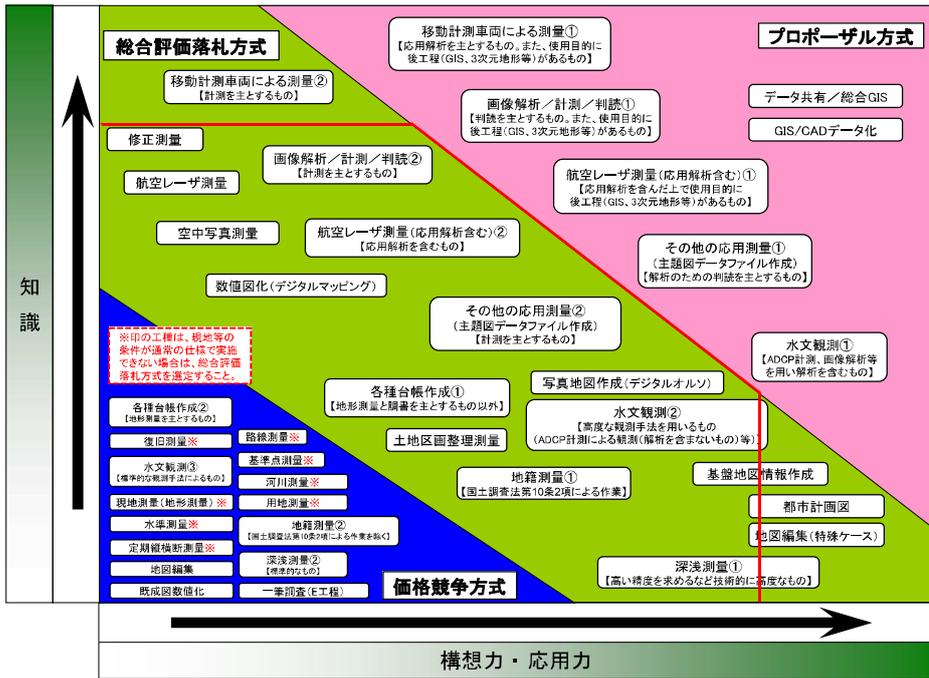
建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン [H27. 11. 24]



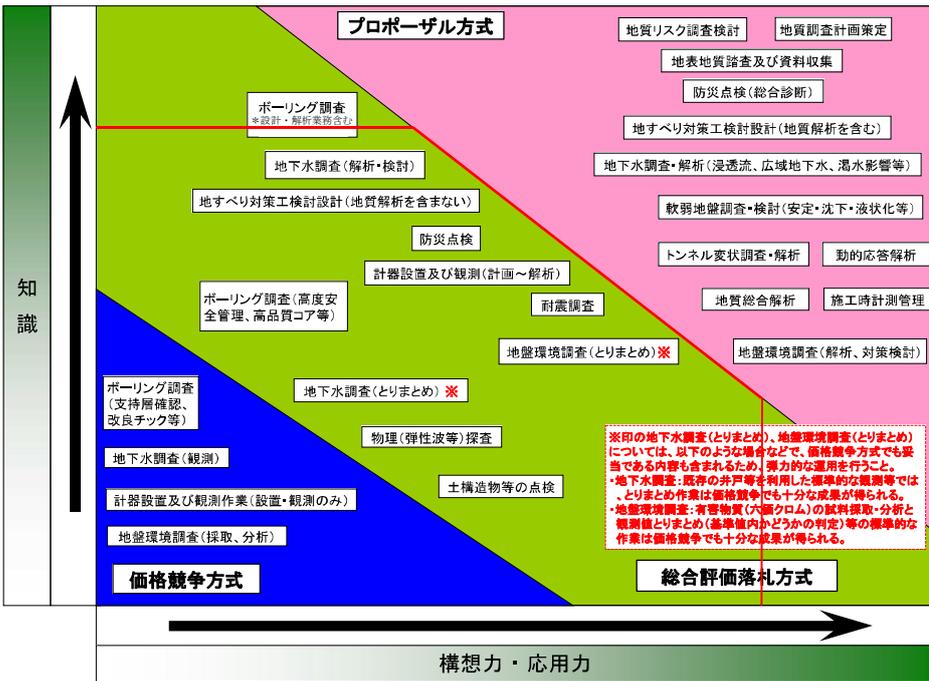
標準的な業務内容に応じた発注方式事例（河川事業の例）



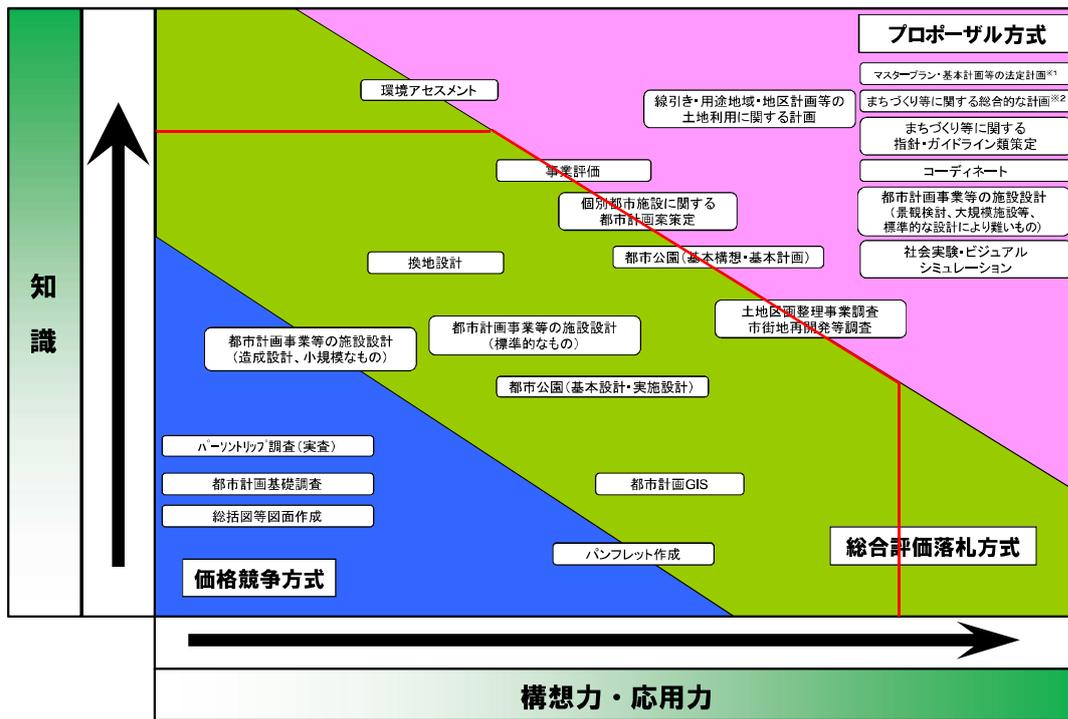
標準的な業務内容に応じた発注方式事例（道路事業の例）



標準的な業務内容に応じた発注方式事例（測量事業の例）



標準的な業務内容に応じた発注方式事例（地質事業の例）



※1 都市計画区域マスタープラン、市町村マスタープラン、都市再開発方針、緑の基本計画、都市再生整備計画、中心市街地活性化基本計画、歴史的風致維持向上計画、景観計画 等

※2 都市交通に関するマスタープラン・戦略、市街地整備に関する戦略（大街区化等）、都市の観光・環境（低炭素都市づくり等）・防災等に関する基本的な計画 等

標準的な業務内容に応じた発注方式事例（都市事業の例）